



872号

2019年11月12日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

# 億越えの役職者現る 社員に待ち受ける試練

## 保険商品の募集人資格

かんぽ生命保険を販売する郵便局だが、保険を販売するには資格試験に合格しなければならない。

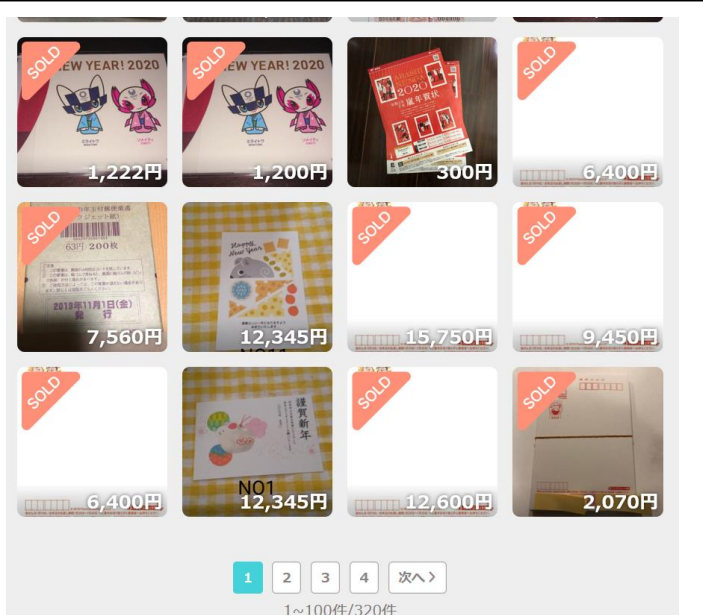
郵便局に限らず、他の保険会社や銀行など保険営業をする人が同様に取得する資格だ。

それは一般社団法人の生命保険協会が運営する「生命保険一般過程試験」である。

他にも「保険専門課程試験」や「変額保険販売資格試験」などの販売する保険商品によって必要な試験の合格と登録が必要だ。

「生命保険一般過程試験」は、1日勉強すれば、合格できると言われるほど、内容自体は難しくない。基礎知識の習得は、保険を販売するのに必要最低限の条件である。

この資格の存在が今後の鍵となる。



### 【オークションサイトの年賀状販売】

個人の年賀状目標廃止によって、転売件数は減少しているが、オークションサイトで転売が相次いでいることに変わりなし。

かんぽの中間報告では法令違反の疑いがある契約が約1400件発覚。

これらを契約した社員は生命保険協会からも処分される可能性がある。

悪質な契約と判断された場合は、保険業法により、6か月以内の期間を定めて業務の全部、もしくは一部の停止を命じられ、または登録の取り消しが保険業法に明記されているからだ。

取り消した後、3年は保険募集人となれない。悪質な契約をする個人から消費者を保護する為、販売する権利を剥奪できる制度にしてある。

その為、郵便局から他の生保に転職した人も、保険販売ができなくなる。

運転免許証で考えるとわかり易いだろう。

交通違反により、免許停止や取り消しがある。

仕事中に違反した場合であっても、責任は免許証を持つ個人だ。

仕事上の違反により、運転免許の停止や取り消し処分を受けた場合、郵便局を退職したからといって、その処分が取り消される事はない。

これと同様なことが、保険募集をしている社員に当てはまる。

保険業法第300条で

は保険募集に関する禁止行為が9項目ある。

① 虚偽告知・契約条項のうち重要事項不告知

② 顧客の虚偽告知教唆  
③ 顧客の告知妨害・不告知教唆

④ 不利益事実不告知乗り換え

⑤ 保険料の割引、割戻等の特別利益提供

⑥ 比較誤解告知・表示契約者配当、剰余金分配等、金額不確実な事項について断定的判断提供、確実性誤解告知・表示行為

⑦ 別利益供与を約し、または提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

⑧ 内閣府令で定める行為

⑨ 禁止項目の乗り換えだけでなく、2万件以上の違反の疑いがあり、募集した多くの職員に影響が出る。

法令違反の陰に隠れた私文書偽造などの犯罪は、会社から懲戒解雇処分されても不思議ではない。

会社は、一人当たり数十万円〜1千万円以上の退職金を払わずに済む上、募集できなくなる社員を辞めさせる事ができる。

## 今後の予定

- 12月10日(火) 17:00~  
第3回呉支部執行委員会  
支部事務所

次号は 11月26日 予定

## 忘年会のお知らせ

日時 11月30日(土) 18時~

場所 一とり(呉市中通1丁目5-15)

会費 正社員4千円 非正規社員2千円

処分が出る前に、会社を辞めたいと自主退職希望者が増加している様だ。自主退職すれば、資格取り消しをなっても、会社から退職金が払われない懲戒免職処分は避けられる。

# 社員登用試験 1 次審査の合格発表

## 1. 一次審査 (適性試験) 合格者数

	時給制契約社員		
	応募者数	一次受験者数	合格者数
日本郵政(株)	21 人	9 人	1 人
日本郵便(株)	郵便コース	10,550 人	6,675 人
	窓口コース	1,175 人	826 人
(株)ゆうちょ銀行	231 人	173 人	88 人
(株)かんぽ生命保険	137 人	84 人	47 人
計	12,114 人	7,767 人	3,515 人

※ 上記の一次審査合格者のほか、月給制契約社員 145 人、短時間社員 31 人、時給制契約社員のうち一次審査を免除された 4,347 人を加えた計 8,038 人に対して二次審査を実施

## 2. 今後のスケジュール (予定)

項目	実施時期
一次審査合否通知	2019 年 10 月 25 日 (金) 以降
二次審査 (面接試験)	2019 年 10 月下旬～12 月中旬頃
最終合否通知	2020 年 1 月下旬頃
採用 (予定)	2020 年 4 月 1 日 (水)

### 社員登用の改善が必要

社員登用試験が行われ、一次審査の通知があった。人手不足を公言しているなら、希望者全員を社員に登用するべきだ。社員に登用されても、所得が下がる人も多い。また、短期のアルバイト時給が 1500 円で募集され、職場で頑張っている非正規社員は驚いた。短期で人が集まらないとはいえ、スキル評価が A 有並みの時給は、これまでに、会社に貢献している非正規社員に報いていない。早急に時給引上げをするべきだ。社員を大切にしたい会社なら、まず社員に報いるべきではないだろうか。消費増税や経営悪化が影響で、業務負担が増えばかりでなく、経済的な負担も追い打ちとなる。

社員申告書で転籍や出向を希望している人は、チャンス到来だ。特に、人手不足を公表している日本郵便は受け皿となり、人手不足の解消となれば、職場環境の改善に繋がる。しかし、かんぽ生命、ゆうちょ銀行は、実績を出す社員を失えば、事業は先細りとなる。そこで転籍ではなく、出向させて将来戻すなど、表面上の異動などやり兼ねないが、取消しになるほど、重大な違反をした社員を再度募集担当にさせることは、再発や世間批判に繋がりが易く、ハードルは高い。不正が発覚したスルガ銀行の融資も郵便局の状況と重なる部分がある。また地方銀行は今後 10 年で半数は赤字に転落するといふ報告書が日銀から出されるほど厳しい経営見通しとなっている。ゆうちょ銀行も国債の薄利多売では、経営できない為に新たな収入の柱として投資信託に力を入れている。郵便局の信用を失墜させたかんぽ生命保険のようになる前に、利益至上主義を見直し、顧客重視の体制に転換することを期待したい。

### ゆうちょの投資信託

ゆうちょ銀行でも、同様のリスクが表面化しつつある。金融商品の投資信託だ。投資信託を販売するために、証券外務員資格を取得しなければならぬ。貯金性商品と誤認させる手法や、認知度が低下した高齢者に販売して苦情が増え出している。かんぽの実績や手当目的の二重払い同様に、投資信託でも販売実績と手当

の問題は存在する。郵政 G の株価は低迷しているが、幸運なことに投資信託の運用実績はここ数年良好であった。苦情が増え始めた今からでも、対策を講じれば軽傷で済む。また、この資格も保険同様に業務停止や取り消し処分がある。取り消しになれば、5 年間は、証券外務員として仕事をすることはできない。投資信託や国債に関する仕事ができなくなる。

### 社員大異動の可能性も

郵便局では保険販売が自粛されているが、不適正募集が原因で営業停止や取り消しとなり、営業募集ができなくなる社員が出てくるだろう。保険販売資格と比べると難易度は高く、一日の勉強で合格できるレベルではない。せっかく合格しても、停止や取り消しとなれば、意味がない。せつかく合格しても、停止や取り消しとなれば、意味がない。日本証券業協会は、違反した社員に聴聞を行い、処分を決定するので、郵便局とは別組織の関与がある。会社は営業募集できなくなった社員に対しても、給料の支払い義務を負う。今の職場で、仕事できないなら、日本郵便やかんぽ生命、ゆうちょ銀行の間で、転籍や出向の流れが予想できる。

### 大台の横領も非公開

昨年、東京都内の郵便局で役職者が億単位の横領を犯していたことが報道された。一人は約 1 億 4 千万円、もう一人は約 4 億円という。料金別納で使われた切手を金券ショップで換金するという手法だ。会社は二人を懲戒解雇としていたが、公表はしていなかった。金額が金額だけに、早急に情報公開するべき案件である。公表しなかった事に対して総務省から、日本郵便の横山社長に書面による行政指導まで出された。昨年発覚するまでの 2、3 年で億超えの被害が出るまで発覚しないのは、なんともお粗末だ。調査をすれば、ここまで高額でなくとも同様の被害が発覚される可能性が高い横領事件だ。「他の人も絶対やっている」と逮捕された役職者は語ったそうだが、2 人以外の横領は今のところ出ていない。かんぽ問題で経営陣の会見を見て失望した人もいるかも知れないが、出世するほど常識が無くなる会社なのかも知れない。